

草津栗東行政事務組合会計管理者事務代決規程

令和4年10月1日

訓令第2号

(目的)

第1条 この規程は、別に定めがあるものを除き、会計管理者の権限に属する事務の代決に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(代決)

第2条 会計管理者の決裁を受けるべき事項について、会計管理者が不在のときは、あらかじめ会計管理者が指定した職員がその事項を代決することができる。

(代決の原則)

第3条 前条の規定にかかわらず、重要もしくは異例に属する事項または会計管理者があらかじめ指示した事項については、代決することができない。

2 前条の規定に基づき代決した事項については、速やかに会計管理者に報告しなければならない。

付 則

この訓令は、令和4年10月1日から施行する。